別紙３**（ノウフク生鮮食品生産行程管理者用）**

内部規程（ノウフク生鮮食品）

障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の4.2に基づき以下の事項ごとに内部規定の整備の必要があります。

１　障害者であることの確認方法

２　認証の対象となるノウフク生鮮食品の生産行程のどの部分に障害者が携わっているかの把握方法について

３　外部からの問い合わせに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産工程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるようにする具体的な方法について。

４　ノウフク生鮮食品の表示は、ノウフクのJAS規格の表示規定に従って適切に行っているか。

５　障害者が作業しやすい環境の創出について

1. 障害者の適性や能力に応じた作業の選定方法はどのようにしているか。
2. 作業の手順や内容等を示したわかりやすい表示等の工夫は行っているか。（具体的に）
3. 障害者の作業中の事故及び怪我防止のための安全対策マニュアルの整備、傷害保険の加入等を行っているか。
4. 障害者に対するあらゆる差別の排除を行うため、どのような取り組みを行っているか。
5. 施設・設備の施工・設置時において熱中症対策、バリアフリー等の環境整備を行っているか。

６　出荷したノウフク生鮮食品について、出荷先からの苦情等の対処方法を定めているか。

1. 苦情処理体制の確立
2. 苦情発生時の原因究明と対処方法、
3. 苦情記録の作成と保管
4. 登録認証機関への情報提供と記録の開示

７　内部監査規程を定めているか。

８　マネジメントレビュー実施規程を定めているか。

９　改善に関する事項を定めているか。

10 ノウフク生鮮食品の生産に係る記録の作成とその根拠書類の保存等について定めているか。

11年間の生産計画の策定と当該計画の認証機関への提出について定めているか。

12 認証機関が行う監査等の受入について定めているか。

13 内部規定の定期的な見直しについて定めたもの。見直し内容ついての従事者への周知方法